平成２６年（フ）第４２０号
兵庫県西宮市生瀬高台22番15号
破産者　株式会社色空
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８８号
愛媛県松山市八反地甲1642番地２
破産者　愛媛宅地株式会社
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２９号
長崎県長崎市江戸町８番20号
破産者　長崎納材協同組合
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８８号
横浜市港北区高田東３丁目28番10号
破産者　有限会社ヒグチハウス
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第６３７号
北九州市門司区黄金町４番13号
破産者　山崎　保典
1　破産債権の届出期間　平成29年１月12日まで
2　一般調査期日　平成29年１月19日午前11時
平成28年12月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２５号
奈良県大和高田市市場521番地５　グランアッシュ101、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字土田458番地の27
破産者　上田　篤
1　破産債権の届出期間　平成29年１月18日まで
2　一般調査期日　平成29年２月27日午前10時
平成28年12月12日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３７９７号
大阪市西淀川区姫島１―18―19　カマタハイツ２D、開始決定時大阪市西淀川区中島１丁目23番253号
破産者　相見登茂子（旧姓森山・渡辺）
1　破産債権の届出期間　平成29年１月20日まで
2　一般調査期日　平成29年２月20日午後２時
平成28年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３９９号
大阪市淀川区三津屋北１丁目36番10―825号、前住所大阪市淀川区野中北１丁目６番39―308号
破産者　御崎　次郎
1　破産債権の届出期間　平成29年１月30日まで
2　一般調査期日　平成29年３月６日午後２時30分
平成28年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６９７号
大阪府高槻市牧田町５　富田団地第15号棟406号室、開始決定時大阪府茨木市耳原２丁目17番15号　アルバカーサB　101号
破産者　濱出円こと　濱出　陸
1　破産債権の届出期間　平成29年２月６日まで
2　一般調査期日　平成29年３月６日午後２時30分
平成28年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３９１号
さいたま市北区日進町１丁目850番地７
破産者　吉田　希雄
免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
平成28年12月12日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０６５号
東京都渋谷区神山町28番９号
清算株式会社　株式会社松本商事
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第３００５号
大阪府豊中市原田南１丁目15番１号
清算株式会社　株式会社和秀
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第５０１号
福島県いわき市明治団地４番地の１
清算株式会社　浜通り旅客運送株式会社
代表清算人　益子　達男
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
清算株式会社浜通り旅客運送株式会社（以下「清算株式会社」という。）は、協定債権者に対し、以下の定めにより弁済を行う。
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日である平成28年７月21日（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
2　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において特別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して一つの債権とみなす。
3　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
なお、債権者が本協定に基づく弁済予定日の５営業日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を福島地方法務局いわき支局に供託することができる。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入とする。
4　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
⑴　開始決定日以降、特別清算債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、特別清算債権の全部又は一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、開始決定日における債権者の特別清算債権額を基準として行う。
⑵　特別清算債権の一部について譲渡又は移転等がなされた場合、譲渡又は移転等をした債権者（以下「前債権者」という。）及び譲渡又は移転等を受けた債権者（以下「後債権者」という。）に対する弁済金額は、後記方法により権利の変更及び弁済金額の算定がなされた後、前債権者の残債権額と後債権者の譲渡又は移転等を受けた債権額の債権額按分にて算出する。
第２　弁済及び免除
1　弁済
清算株式会社は、債権者（ただし、新常磐交通株式会社及び株式会社ホクト商事については除外する。）に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額について、特別清算債権額のうち協定債権元本額に応じて按分して弁済する。
2　免除
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び開始決定日後の利息・遅延損害金の全額につき、その債権を放棄し、清算株式会社は債務の免除を受ける。
3　新常磐交通株式会社及び株式会社ホクト商事に対する債務の免除
新常磐交通株式会社及び株式会社ホクト商事は、本協定の認可決定が確定することを条件として、特別清算債権を全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。なお、かかる取扱いについては、新常磐交通株式会社及び株式会社ホクト商事の個別同意を得ている。